

申請人

様

堺市長

年度堺市路面電車施設高度化事業費補助金交付決定額変更通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金については、次のとおり変更交付することに決定したので、通知します。

記

1 変更交付の内容

補助年度	
補助対象事業	
変更補助金交付額	既交付決定額 : 円 増減額 : 円 変更交付決定額 : 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助金はその目的以外に使用してはならない。
- (2) 堺市補助金交付規則（平成 12 年堺市規則第 97 号）及び堺市路面電車施設高度化事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ① 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - ② 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難なときは、速やかに堺市路面電車施設高度化事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。
- (5) 補助金の交付の対象となった設備の整備に関する書類は、整備完了後 5 年間保存しておかななければならない。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した設備については、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。